

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和7年3月4日

分任支出負担行為担当官

函館開発建設部函館港湾事務所長 三岡 照之

1 業務概要

- (1) 業務名 大島漁港施工検討業務
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、大島漁港の漁港施設機能保全を図るための付帯施設(以下、工事宿舎)建替にあたり、令和4年度の整備方針策定後に発生した新たな制約条件(機材、人手不足、工事宿舎の作業員収容人数等)や課題により、工事宿舎の整備スケジュールを見直し、検討するものである。
本業務の主な内容は以下のとおりである。
 - ・計画準備
 - ・施工検討(工事宿舎)
 - ・実施設計
 - ・報告書作成
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年2月26日まで
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 単体企業

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の申請を令和7年1月15日までに先行受理(定

期受付) されていること。

ただし、技術提案書の特定時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていなければならない。

ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
- (3) 評価テーマに関する技術提案

5 手続等

- (1) 担当部局
〒040-0061 北海道函館市海岸町 2 5 - 7
北海道開発局函館開発建設部 函館港湾事務所 総務課長
電話 0138-41-6542（直通）
- (2) 説明書の交付期間及び交付方法
令和 7 年 3 月 4 日から令和 7 年 4 月 10 日までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分（最終日は 12 時 00 分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
- (3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法
令和 7 年 3 月 4 日 9 時 00 分から令和 7 年 3 月 13 日 12 時 00 分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記 5 (1) に同じ。
- (4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和7年3月25日9時00分から令和7年4月10日12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

6 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (3) 上記2(1)イに掲げる一般競争(指名競争)参加資格の申請を受理されていない単体企業も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者の技術提案書が特定されるためには、技術提案書の特定時点において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (4) 技術提案書に関するヒアリングを行う場合がある。
- (5) 本業務に係る見積決定及び契約締結は、令和7年5月28日を予定しているが、予算成立が令和7年5月29日以降となった場合は、予算成立日に見積決定及び契約する。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみの契約とする。
- (6) 詳細は説明書による。